

第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～



○自治会加入促進の支援

本市では、各地域に長い歴史と伝統を持つ48の自治会が組織化されています。自治会の運営（施設・設備の改善等）に対しては、市から各種の支援を行っています。

人口の増加傾向とともに、市民のライフスタイルや価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどもあり、自治会加入に消極的な世帯が増えつつあります。

地域が支え合うまちづくりに向け、自治会が取り組んでいる、自治会活動の魅力向上に向けた活動及び若い世代や転入してくる世帯に対する自治会加入の促進を行う必要があります。

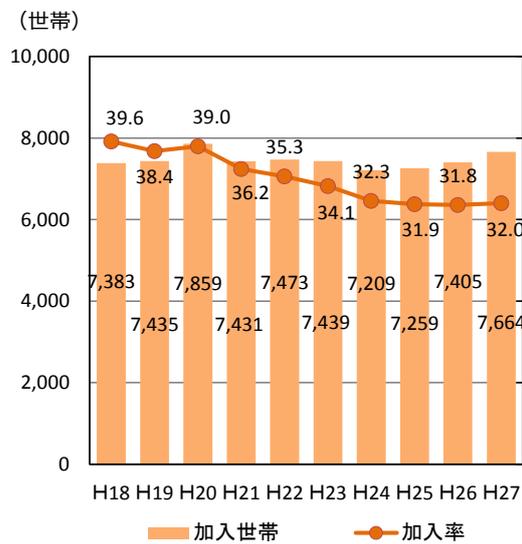
○地域活動意識の高まり

本市では、市民が創意工夫にあふれた活動を企画し、実施する事業に対して支援を行うなど、市民の自主的な地域活動の活性化を推進しています。

平成28年7月現在、市内に事務所を置くNPO法人（特定非営利団体）が13団体あり、認証を受けていない各種の団体（ボランティア団体など）も数多くあります。

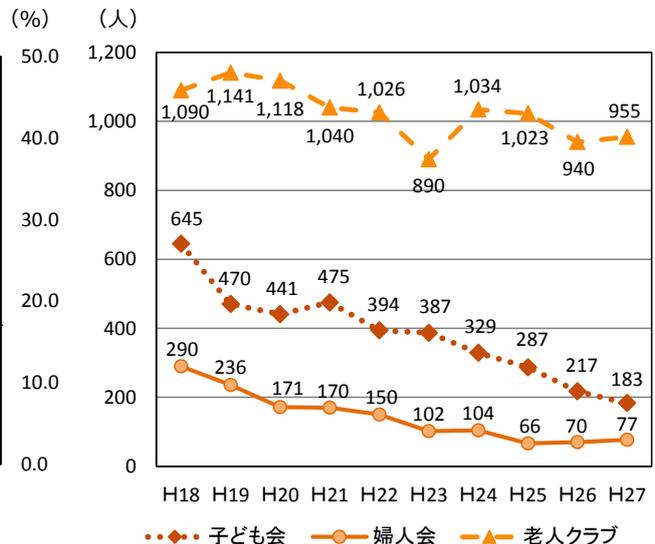
市民の自主的な地域活動を活かし市民と行政の「協働のまちづくり」の連携が図れるよう、地域活動の活性化や団体・組織の育成に対し支援する必要があります。

自治会加入世帯数の推移



資料：協働のまち推進課

子ども会・婦人会・老人クラブの加入人数の推移



資料：障がい・長寿課
生涯学習振興課

(1) 自治会活動の活性化

自治会活動の充実に向けた継続的支援と魅力向上に繋げるための情報提供等に努めます。

また、自治会活動の維持・促進のため、加入を呼びかける広報活動や、特に若い世代や新たに転入してくる世帯への加入促進活動に対する支援を行います。

自治会長会研修会



(2) 地域活動への支援

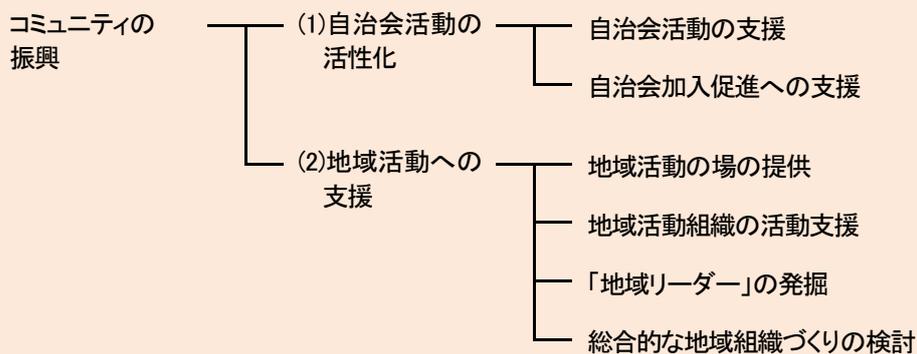
市民の自主的な地域活動の場となる施設の充実や提供に努めるとともに、その周知をはかりま

す。地域単位でのコミュニティの立て直しを図るため老人会、婦人会、青年会、子ども会、通り会などの活動の維持・促進に努めます。

市民活動団体やNPO法人（特定非営利団体）、ボランティア団体など、市民の自主的な地域活動に対して支援を行います。地域づくりや活性化に関する情報や助成事業等の情報提供も行い、特に、人材・組織の育成や地域づくりを積極的に行っている地域活動組織については、重点的に支援を図るとともに、地域の活動を牽引する「地域リーダー」や「キーパーソン（中心となる人）」の発掘に努めます。

また、自治会やPTA、豊見城市社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多様な地域の主体が一体となって、様々な地域課題を解決するための新しい形態の組織や仕組みづくりの検討を行います。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
自治会加入世帯数 (平成27年9月現在全世帯数23,918)	7,473世帯	7,664世帯	7,900世帯
市民活動団体支援数	4団体	1団体	10団体

○協働のまちづくりの前提となる情報公開

市では、個人情報の適正な取扱いに留意しつつ、市政の透明性を高めるため、行政一般の様々な情報の迅速な公開・開示に努めています。

毎月、広報紙「広報とみぐすく」を発行し、市内の全世帯に配布しているほか、市役所や出先機関に備え付け、情報提供を行っています。また、ホームページ上で広報紙を閲覧可能としており、行政計画を策定する際や、事業・イベントなどを実施する際には、関連情報を広報しています。その他、地域コミュニティFMラジオ放送にて「とみぐすくインフォメーション」を毎日放送するなど、多様な情報発信に努めています。行政と市民の「協働のまちづくり」を促進するために、情報媒体の活用を図りつつ、市民への情報の公開と共有化をさらに充実していくことが求められます。

○市民参加のまちづくりへ

これまでは「行政は役所が主体となって進め、必要に応じて市民の意見を聞く」というのが一般的でしたが、今日では、まちづくりへの市民参加は全国的に当然のことになってきています。

本市においても、本計画をはじめとして各種行政計画を策定する際は、市民の代表が委員に含まれる審議会、懇話会・懇談会などを設置し、市民や事業者の計画づくりへの参加を促進しているところです。

また、市民からの意見聴取や意見交換の機会拡大にも努めており、市役所ロビー等に設置した「意見箱」や、市ホームページの「電子意見箱※1」により、市民からの意見聴取を常実施しています。

「協働のまちづくり」に向けては、市民参加の機会の拡充を図ることで市民の市政に対する関心を促し、地域の多様な活動主体からの意見や意向の把握に努めるとともに、市政にどう反映されているのか分かる仕組みづくりを図るなど、市民と行政が双方で協力し納得できる計画づくりや市政運営に努めていく必要があります。

広報とみぐすく



市民会議風景



【用語解説】

※1 電子意見箱：豊見城市ホームページに設置された「電子意見箱」専用ページ上で意見等を受け付け、これに対する回答を行い、これらを公開するシステム

(1) 情報公開と共有化の推進

市や関連機関が保有する情報を広く提供・周知することに努めます。新しい情報は、できるだけ迅速・正確に公開していきます。

情報提供の手段として、広報紙や各種パンフレット、市のホームページ、地域コミュニティFMラジオ放送などを活用し、わかりやすさに配慮した情報発信の充実を図ります。

市政に関する情報公開請求については、引き続き的確に対応していきます。また、市や関連機関が個人情報の収集などをする場合、個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に努めます。

(2) 市民参加の機会拡大

「審議会」をはじめ、各種の委員会等への市民委員の参加を促進します。議会や各種の審議会・委員会などにおける透明性・公平性を高めるため、傍聴の機会の拡大とともに、市ホームページなどを活用した各種審議結果や議会映像配信による情報発信などの広報充実に努めます。

各種計画を策定する際には、説明会や懇話会・懇談会などの開催による意見の聴取や、市民がまちづくりに参加できる環境づくりに努めます。

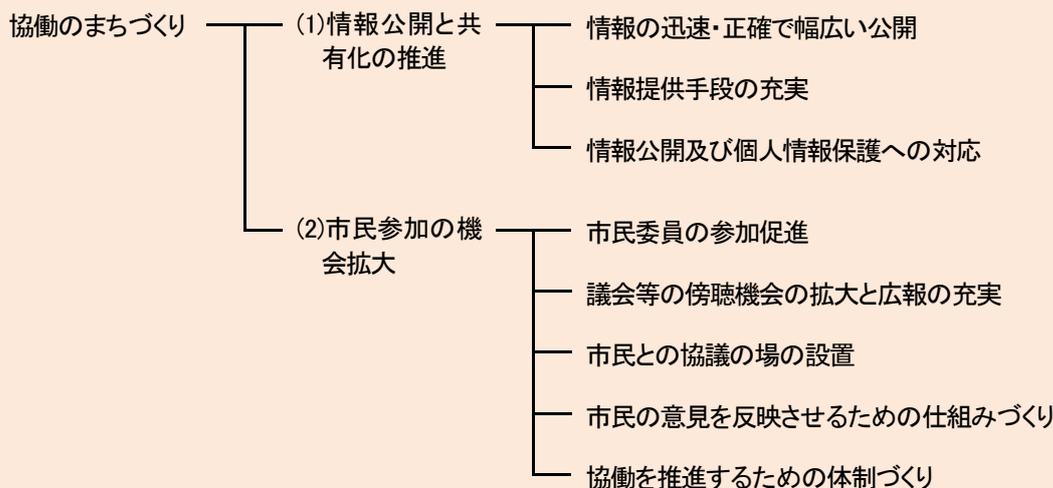
市民が日頃からまちづくりに参加できる仕組みづくり等を行う中で、協働によるまちづくり活動に取り組む市民・団体を育成するとともに、地域の多様な活動主体からの意見や意向の把握に努めます。

市のホームページにおける電子意見箱や、市役所ロビーの意見箱などを周知・活用することで、広くまちづくりに係る提言を受け付けます。

さらに、市民がまちづくりに関する意見や提言がしやすい環境づくりやそれらがどう市政に反映されているのか分かる仕組みづくりに努めます。

今後は、こうした市民の参加による協働のまちづくりに向けて、市民と行政の協働を推進していくための庁内組織を設置するとともに、協働推進の体制づくりを行います。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
広報紙の配布率	96.1% (H21年度)	96.7%	98%
市民意識調査 「協働のまちづくり」の満足度数	—	2.86	3.0以上
各審議会等の市民委員割合	—	—	20%

○市民交流に関する情報発信機能の強化

市民相互の交流には、文化・音楽・スポーツ・娯楽・地域活動・福祉など、いろいろな形態のものがあり、交流を促進するためには、交流に必要な基礎的情報を行政からも提供していくことが望ましいといえます。

現在も、市のホームページや広報紙などによって、市民交流につながるような関連情報の提供に努めていますが、多様化する市民ニーズに添えていけるよう、情報発信方法や発信する内容の充実を図るなど、さらに情報発信の機能を高めていく必要があります。

○市民相互の交流機会の充実

本市においては、「とみぐすく祭り」「生涯学習フェスティバル」を始めとした祭りや伝統行事、各種の大会などのイベントが、市民相互の交流を促進する機会になっています。

また、中央公民館や各地域の公民館、スポーツ施設、学校など、様々な施設が市民の交流の場として活用されています。

交流に係る地域活動組織としては、豊見城市青年連合会や各NPO法人（特定非営利団体）を始め、多様なものがあり、地域振興・発展を目的に、市内でのイベントや行事の開催を支援しています。

このように様々な交流機会の提供や支援を実施してきていますが、さらなる市民交流の機会拡大を望む市民の声も強く、人口の増加とともに、新たな市街地が形成されてきている本市においては、今後、特に市民相互の交流の機会を充実していく必要があります。

とみぐすく祭り



生涯学習フェスティバル



(1) 市民交流に関わる情報提供

市民相互の交流に関わる情報を広く収集し、広報紙や市ホームページ、市役所交流広場や公民館・図書館など公共施設の掲示板等を活用し、幅広く提供することにより情報の共有化を図ります。

(2) 市民交流機会の拡大

市民交流と親睦を目的とし、新たな観光コンテンツとなる「とみぐすく祭り」の開催や生涯学習成果の発表や展示を通して市民の交流を育む「生涯学習フェスティバル」などを引き続き開催します。

また、その他地域の伝統的な祭りや行事に加えて、市民発意による音楽・スポーツ・レクリエーションなど多彩なイベントの開催についても支援に努めます。

さらに自治会をはじめとした地域活動組織などの交流活動を支援するとともに、スポーツ施設、市役所市民交流広場などを地域交流の場として活用できるよう取り組みます。

市民発意の交流を促進するため、市民団体や事業者などが主催するイベントについても、その公共・公益性を考慮しつつ関係機関との適切な役割分担の下、支援に努めます。

また、交流の促進を目的とした市民団体などの組織の活動支援にも努めます。特に、人口増加が見込まれる地区では、コミュニティ形成や地域活動の支援とともに、交流イベントの開催などを支援します。

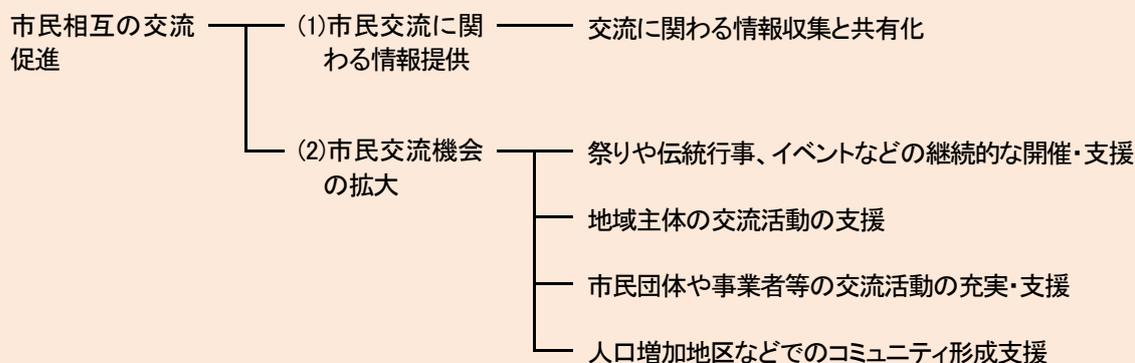
全中縄子どもエイサーまつり



豊見城ハーリー大会



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民意識調査 「市民相互の交流促進」の満足度数	—	2.87	3.0以上

○姉妹都市交流を軸とする地域の活性化

本市を活性化していくためには、市民相互の交流にとどまらず、県外との交流も重要です。本市では、3つの自治体（宮崎県美郷町・高知県土佐清水市・宮崎県高千穂町）と姉妹都市提携を結び、経済交流、文化交流、子ども会・スポーツ少年団等の青少年交流を通して、人材育成、平和学習、文化・スポーツ振興を積極的に推進しています。また、広島県大竹市とは、互いの文化と歴史、平和の重要性を学ぶ交流事業を行っています。

これまでの姉妹都市交流事業を軸に県外交流を充実していくとともに、市民が参加する各種の姉妹都市交流事業の情報発信及び共有を図り、地域を活性化していくことが求められています。

○国際感覚に優れた人材育成

本市では、学校教育においては英語教育に力を入れているほか、中央公民館で外国語講座を実施するなど、国際交流の基礎となる語学能力の向上の取組を行っています。

青少年リーダーの海外派遣を通じ、国際的な視野を広め、国際化時代に対応しうる青少年を育成するとともに、海外移住者子弟研修生を受け入れ、技術等の修得及び市民との交流を通して国際交流思想の高揚及び海外移住国と本市との懸け橋となるような人材育成を行っています。

また、市商工会とともに台湾（新竹市）との両市の特産品販路拡大を目指す経済交流を検討するとともに、両市ホームページで観光情報を発信しあって観光客誘致に繋げる取組を行っています。

社会経済がグローバル化し、国際交流の発展を牽引するグローバル人材育成が求められる中、相互理解を深め、国際交流を活発化させていくことは、本市でも重要な課題といえます。そのため、国際感覚に優れた人材育成を図るとともに、各種国際交流事業の充実や教育機関等と連携した国際交流を図ることが必要です。

姉妹都市交流



世界のトミグスクンチュ歓迎会



(1) 姉妹都市を軸とする県外交流の推進

姉妹都市との交流や広島県大竹市との平和交流を引き続き実施します。また、これらの交流が子どもたちだけの交流にとどまらずスポーツ交流、経済交流など幅広い交流につながるようその充実に努め、姉妹都市交流を軸に「農村体験」「文化体験」など新たな交流のあり方を関係機関と検討します。

市民参加による姉妹都市交流を促進していくため、姉妹都市に関する関連情報発信及び共有を図ります。

(2) 国際交流の推進

学校教育や公民館などにおける生涯学習の機会において、外国語や外国文化の講座（授業）の設置などにより、相互理解を深め国際感覚を養う教育や人材育成を推進します。

青少年リーダーの海外派遣と海外移住者子弟研修生の受入れにより、人材育成を図り、市民の国際交流機会の充実に努めます。国際交流に関する事例などの関連情報を収集するとともに、情報発信及び共有を図り、国際交流活動に関わる市民等への支援に努めます。

また、中国など外国からの来訪者の受入れ体制づくりのため、観光関連施設や PR の充実に努めるとともに、人材育成や市民の意識醸成、外国語の標識や案内板の充実など様々な分野との連携による取組を進め国際交流に資する体制づくりを図ります。

豊見城市・大竹市中学生平和交流事業



海外移住者子弟研修生受入事業



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
青少年国際交流派遣人数	—	14人/年	14人/年
海外移住者子弟研修生受入人数	—	1人/年	1人/年

人権意識の普及

○人権意識づくり

人権とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。

人権問題には、障害者差別、外国人差別、性差別、いじめや仲間はずれ、児童虐待・高齢者虐待、DV※1、セクハラ※2、パワハラ※3、モラハラ※4、マタハラ※5、職場などでの差別待遇など様々なものがあります。

本市にあっても、これら人権問題に向けた意識改革に努めていますが、今後も取組を継続・強化していく必要があります。

○人権擁護への取組強化

本市では、あらゆる人権侵害の問題を正しく理解・認識してもらうため、行政内部にとどまらず市民や事業者に向けた意識啓発のための活動を行っています。春と秋の合同相談などの機会を活用して、人権擁護委員や那覇地方法務局による人権相談を実施しています。

人権擁護は、多面的な視点で取り組むこと、幅広い人たちを対象に、粘り強く進めていくことが必要であることから、こうした事業を含めて、人権擁護につながる具体的な取組を、一層拡大、充実させていくことが求められます。

人権啓発活動



人権啓発活動



【用語解説】

※1 DV：ドメスティックバイオレンス 配偶者や内縁関係、両親、子、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力

※2 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ

※3 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ

※4 モラハラ：モラルハラスメント 一方的に言葉や無視・無言等で相手を傷つける嫌がらせ

※5 マタハラ：マタニティハラスメント 妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、雇い止めや解雇等の不当な扱いを受けること

(1) 人権意識の普及

全ての市民の人権を守るため、公共施設における掲示や、広報紙・市ホームページなどの各種の媒体を活用し、人権意識の普及・啓発を進めます。

このような、人権擁護に関わる啓発・教育活動については、那覇地方法務局や市の教育関係機関などと連携して推進します。また、福祉関連機関とも連携して、「ノーマライゼーション^{※6}」や「権利擁護^{※7}」の考え方の普及を促進します。

(2) 人権擁護活動の充実

人権侵害の現状と実態の把握に努めます。人権擁護活動の充実に向けては、合同相談などの機会を活用して人権擁護委員や那覇地方法務局による人権相談を開催するとともに、法務省による人権相談の周知にも努め、市の相談窓口や電話相談の充実を図ります。

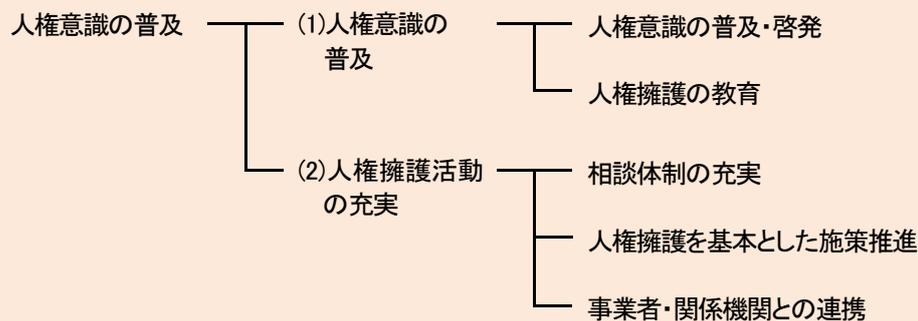
また、市役所をはじめ福祉関連施設、教育関連施設などにおいて、人権擁護の考え方を基本とし各種の行政施策に取り組んでいきます。

事業者の自主的な人権教育・啓発の実施を支援するとともに、様々な関連施策を関係機関と連携した取組を推進します。

法務省人権擁護局人権相談の紹介

- 那覇地方法務局常設人権相談所 098-854-1215
- 子どもの人権110番 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810 (全国共通)
- インターネット人権相談受付 (24時間受付)
- パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 携 帯 http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
人権相談回数	2回/年	2回/年	2回/年

【用語解説】

※6ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※7権利擁護：高齢者・障害者・子どもなどで権利の行使が困難な人をサポートするための方策

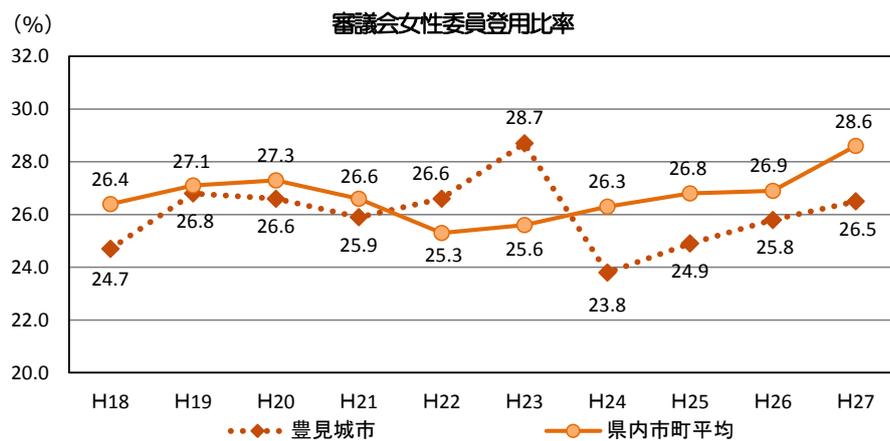
〇男女共同参画社会の意識づくり

近年、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが求められています。

男女共同参画社会の推進は、平成11年の「男女共同参画基本法」の制定に始まり、平成27年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定などを踏まえ、今後も、国、地方公共団体、民間事業主の各主体が一体となって男女共同参画社会の実現を目指す取組が必要です。

本市では、平成24年に「豊見城市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成26年には「豊見城市男女共同参画都市宣言」を行っています。また、2次にわたる「豊見城市男女共同参画プラン」に基づき、豊見城市男女共同参画講座、男女共同参画パネル展を開催するなど、男女共同参画社会の意識づくりに努めています。

一人ひとりがいきいきと輝ける男女共同参画社会の実現に向けて、行政、市民、事業所等による様々な取組の推進が求められています。



豊見城市男女共同参画都市宣言記念式典



豊見城市男女共同参画都市宣言

豊見城市男女共同参画都市宣言

私たちは、市と市民が協働し、「自分らしく」「その人らしく」お互いの違いを認めあい、支えあい、高めあう個性が輝くまちとみぐすくをめざしてここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一. 私たちは、一人ひとりの個性が尊重され、能力が活きる・活かせるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、男女が共に家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、性別に左右されず男女が共に職場、学校、地域等あらゆる場で、平等に参画できるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、人としての尊厳、人格、生き方を尊重する人権尊重のまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、相手を思いやる心で、平和を発信し、交流の輪をひろげるまちとみぐすくをめざします。

(1) 男女共同参画社会に関わる啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、市の広報紙やホームページ、ポスター・チラシなどを通し、男女共同参画の取組紹介など関連する情報の提供を行うなど、意識向上に取り組みます。

育児休暇の取得と職場復帰の推進及び「ワーク・ライフ・バランス※1」の推進と重要性について普及・啓発を図ります。

学校教育や社会教育の機会を活用して、男女共同参画社会に向けた啓発・教育活動を推進していきます。

(2) 男女共同参画の実践

「男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進します。

各種行政計画の策定における審議会などへの女性委員の積極登用を推進します。

豊見城市特定事業主行動計画に基づき、市の女性職員の活躍推進に資する取組の実施に努めるとともに、市民や事業者に対して女性の個性と能力が発揮できる社会の実現に向けた意識啓発に努めます。また、男女共同参画社会の形成への取組を推進していく豊見城市女性団体連絡協議会をはじめとする関連団体との連携に努めていきます。

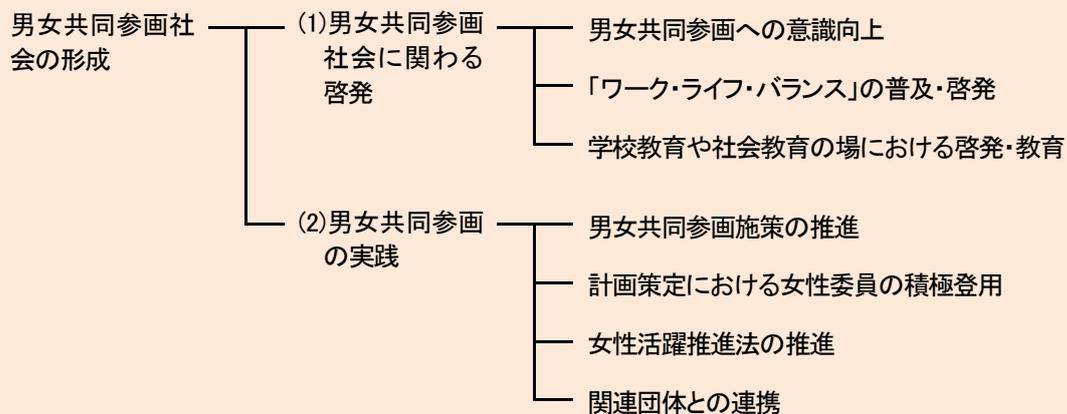
男女共同参画講座



男女共同参画パネル展



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市の審議会における女性委員の比率	26.6% (H22年4月1日現在)	26.5%	35.0%
市民意識調査「男女共同参画社会の形成」の満足度数	—	2.91	3.0以上

【用語解説】

※1ワーク・ライフ・バランス：人生の各段階において仕事と家庭の調和を図る考え方

○平和行政の推進

沖縄戦の悲惨な体験や教訓を風化させることなく、後世に平和の尊さをつなぎ、市民一人ひとりが戦争の悲惨さと平和の尊さを考える機会となるよう、平和行政の推進を図ってきました。また、「非核平和都市宣言」、「核兵器廃絶・平和宣言」を採択し、「平和首長会議」、「非核宣言自治体協議会」に加盟しています。

今後も、これらの基本理念をもとに、平和学習や国際的な文化交流や人材交流による相互理解の促進や啓発活動を通して「平和行政」を継続して推進する必要があります。

○戦跡の保全と平和学習

本市には、戦争に関する遺構や「戦跡」が多く存在しています。約 4,000 柱の御霊が合祀され慰霊塔が建立されている「旧海軍司令部壕」があり、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える場として多くの人々が訪れています。また、豊見城城址跡地内には、約 600 人の負傷兵が収容されていたといわれている「第 24 師団第 2 野戦病院壕」があります。

今後は平和なまちづくりに向け、市内の戦跡保存の重要性を継続して啓発していくとともに、戦争体験者が高齢化し戦争体験談等に触れる機会が減少する中、戦争の記憶や記録を風化させず、次世代を担う子どもたちへ平和の大切さを伝えることが重要な課題です。

平和交流事業



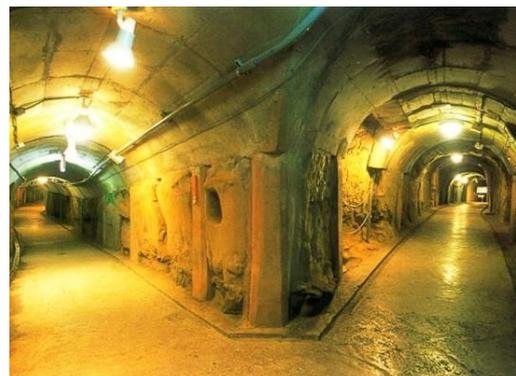
平和交流事業



原爆展



旧海軍司令部壕



(1) 平和行政の展開

「慰霊の日」や広島平和記念日などの節目において、沖縄戦や原爆の展示を行い、平和や命の尊さ、重要さを広報・啓発するとともに、教育機関と連携して、平和学習の充実を図ります。また、市少年平和大使の活動の場の創出を検討します。

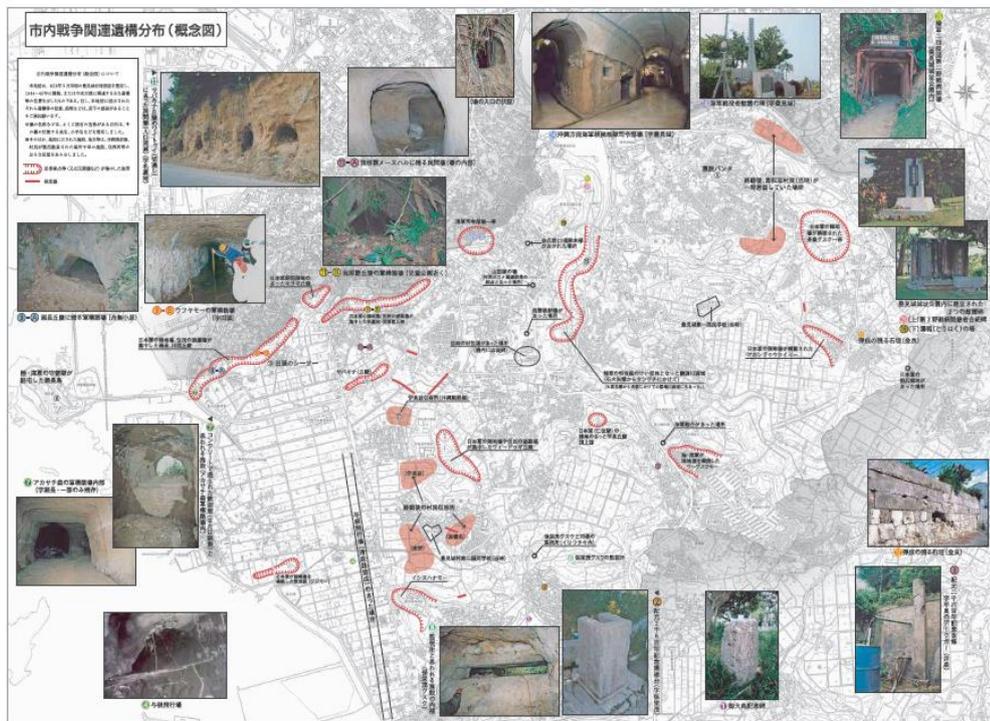
国際交流、文化交流、人材交流などの機会を通した、「草の根平和活動」を推進します。

(2) 戦跡の保全・活用

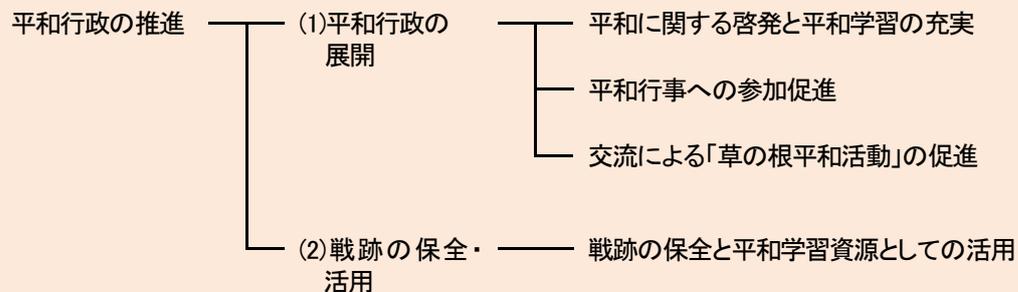
「旧海軍司令部壕」や「第24師団第2野戦病院壕」など、市内に所在する戦跡の概要（ガイドマップ）を広く活用し、所有者や関係団体との連携の下、戦跡の保護・保全に努めるとともに、戦争体験者の協力を得ながら、戦争の記憶を後世へ伝えていきます。

また、本市から平和なまちづくりを発信していくため、市民や来訪者に対する平和学習資源として活用の充実に努めます。

市内戦争関連遺構分布（概念図）



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
原爆資料展及び「慰霊の日」パネル展	1回/年	1回/年	1回/年